

社会福祉法人神門福祉会
役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人神門福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 理事で職員としての立場を有するものに対しては、退任慰労金を除く報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬等総額は、年間300万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬等総額は、年間50万円以内とする。
- 3 理事長の報酬月額は別表第1に定めるとおりとする。
- 4 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 5 非常勤監事に対する報酬は、別記2「非常勤監事の報酬」に定める額とする。
- 6 個々の評議員に対する報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。
- 7 役員及び評議員に対する退任慰労金は、別記4「役員及び評議員の退任慰労金」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から延滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、神門福祉会旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

第6条 理事長の報酬は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

3 役員及び評議員の退任慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退任した後2ヵ月以内に支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に（死亡により理事長が退任した場合、退任月の理事長報酬及び、死亡により退任した者の退任慰労金にあつては、その遺族に）支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規定は平成30年6月16日から施行する。

別表 1

報酬額	
理事長	月額 150,000円

別記 1 非常勤理事の報酬

- (1) 理事会・評議員会出席の都度 一人一律 5,000円
- (2) 法人業務の執行等に従事した場合、その都度 一人一律 5,000円

別記 2 非常勤監事の報酬

- (1) 理事会及び評議員会等に出席したときは、報酬として一人一律 5,000円
- (2) 法人及び事業所への指導監査への立会及び運営状況の指導もしくは監査業務又は、法人業務の執行等に従事した場合、その都度報酬として、一人一律 5,000円

別記 3 評議員の報酬

- (1) 評議員会出席の都度 一人一律 5,000円
- (2) 法人業務の執行等に従事した場合、その都 一人一律 5,000円

別記 4 退任慰労金

退任慰労金の支給は、つぎのとおりとする。但し、会の事業に特別の功労があった者に対しては、この基準に定めるもののほか、評議員会が適当と認める額の支給並びに記念品を贈ることができるものとする。なお、役員及び評議員の就任期間は通算して支給することができる。

役員等の期間	支給基準額
5年未満	10,000円
5年以上10年未満	30,000円
10年以上15年未満	50,000円
15年以上20年未満	80,000円
20年以上	100,000円